

安政の浪江宿大火と「浪江駅換線碑」

西村 慎太郎*

The Great Fire of Namie Town During the Ansei Era of the Edo Period and 'Namie Eki Kanshenhi'

NISHIMURA Shintaro

Namie town in Fukushima Prefecture suffered from the Fukushima nuclear disaster. Namie Town was originally called Koya Town. During the Edo period, the town of Namie had many large fires, so it was named Namie, which means water in Japanese.

In February 1859, 90% of the town of Namie was destroyed by fire. Since then, the city's districts have changed significantly. The town's inhabitants moved out of their old homes and formed a new town.

In 1882, the 'Namie Eki Kanshenhi' was erected to commemorate the change in urban planning. This was to raise awareness of fire prevention among the townspeople. However, even after the monument was erected, large fires occurred frequently in Namie. A monument is a symbol of the will to commemorate, pray for, or honor a person or an event, and to pass it on to future generations. However, just having a monument is not enough. The 'Namie Eki Kanshenhi' shows the need to enlighten the significance of the monument.

キーワード：福島県，浪江町，大火，記念碑，福島第一原発事故，相馬藩

Key Words : Fukushima, Namie, conflagration, monument, the Fukushima nuclear disaster, Soma Domain

はじめに

本稿は陸前浜街道¹⁾の浪江宿（現在の福島県双葉郡浪江町権現堂）における「浪江駅換線碑」建立を事例として，記念碑建立の意図や意識，契機を検討するものである。ここで述べる記念碑とは，人や物事，出来事を記念・祈念・顕彰する目的で建立された石碑の総称である。国内では，古くは多賀城碑（宮城県多賀城市），多胡碑（群馬県高崎市），那

* 中央大学政策文化総合研究所客員研究員

Visiting Research Fellow, The Institute of Policy and Cultural Studies, Chuo University

須国造碑（栃木県大田原市）など8世紀前後に建立された事例が見られる。

何故、記念碑を建立するのか。これら記念碑は石材で建立されており、風雨などにも耐え得ることから、建立の背景には後世に遺そうとする意志がうかがえる。そして、記念碑は秘匿されるものではなく、多くの人が集まる場所や道路が交わる辻などに建立されることが多い。また、現在でも建立に当たっては関係者によって除幕式などの式典が行われ、多くの報道もあることから、その人や物事、出来事の記念・祈念・顕彰を同時代の人と共有することにもなる。記念碑は、人や物事、出来事と現在・未来とをつなぐ強靱なメディアといえよう。近年では、災害を伝える記念碑がクローズアップされており、2019年度には「自然災害伝承碑」が地図記号として採用され、国土交通省国土地理院ではホームページで「自然災害伝承碑」のデータベースを提供している²⁾。

記念碑に関する研究は古くからあるものの、記念碑建立をひとつの文化として捉え、体系的に分析した研究として羽賀祥二氏の「史蹟論」が挙げられよう³⁾。羽賀氏は開発や災害などの地形の変化によって遺蹟や遺物の消滅が進み、地誌編纂や「復古」意識の萌芽によって、18世紀末から19世紀初頭にかけて遺蹟や遺物に関する意識が高まり、記念碑を建てて継承する動きが生じたと述べている。そして、近代に至り、記念碑は日本国中で天皇の「聖蹟」をはじめとして、忠魂碑や顕彰碑といった国家への奉仕を可視化し、国民としての紐帯を強要する装置として機能した。

ところで、羽賀氏はその著書の中で、「記念碑を媒介にして、十九世紀日本における史蹟と人々との関係、そしてそこに生み出されてくる歴史意識・歴史像の特徴を考察することができるのである」⁴⁾と述べている。これは多くの記念碑に共通するものであり、地域における歴史認識を考える上でも記念碑建立の背景の検討は有効であろう。

そこで本稿では「浪江駅換線碑」を事例とする。「浪江駅換線碑」は福島県双葉郡浪江町の中心部である大字権現堂に鎮座する浪江神社の境内地に設置されている。もともとは近隣の出羽神社境内地に建立されたが、昭和32年（1957）1月1日に出羽神社と西宮恵比寿神社が合祀されて、西宮恵比寿神社の境内地に浪江神社と改称されて遷座すると、「浪江駅換線碑」も移築されることとなった。この「浪江駅換線碑」がどのような契機・理由で建立されたのかを検討することで地域の歴史認識の展開の一端を明らかにしたい。

1. 福島県双葉郡浪江町の概要

最初に福島県双葉郡浪江町の概要を見てみたい⁵⁾。浪江町は福島県東部、西は阿武隈高地、東は太平洋沿岸部の自治体である。中心部を南北に東京から仙台市を結ぶ国道6号線が走り、国道6号線の浪江町知命寺交差点から福島市を結ぶ国道114号線が走る。鉄道は

JR常磐線浪江駅を玄関口として、特急列車が停車する。

明治22年(1889)4月1日に権現堂村・川添村・牛渡村・樋渡村・高瀬村が合併して標葉郡浪江村が成立した(明治29年に標葉郡と檜葉郡が合併して双葉郡となる)。同33年(1900)3月1日に町制が施行されて浪江町となり、昭和の市町村合併によって、幾世橋村・大堀村・荻野村・津島村、そして請戸村の一部と合併して、現在の浪江町域となっている。人口は2010年末段階で20,905人、『浪江町勢要覧』によれば⁶⁾、山林が町面積の47.8%にも及んでおり、近世には津島地域の木材が藩の御用に使用され、近代以降は建築資材とともに良質な薪や炭を生産していた。大正5年(1916)における浪江駅の年間輸送貨物のうち、木材は11,678トン、木炭は3,212トンに及んでいる。

また、請戸漁港における漁業も盛んで、『浪江町勢要覧』によるとイカナゴの水揚げが961トンと最も大きい。しかし、漁業の歴史は近代以降であり、近世では東廻り航路の寄港地として海上輸送の拠点となっていた。鉄道敷設によって、海上交通が衰退したため、鰹漁や鰹節が行われ、漁港として発展するようになっていった⁷⁾。その他、米生産や衣類産業も充実しており、近世以来、大堀相馬焼が盛んに製作され、窯業が浪江町の重要な産業のひとつとなっていた。浪江町の新町通りを中心とした商業空間には町内外から多くの人を訪れており、昭和期後半には山口百恵や天地真理といったスターのコンサートやザ・ドリフターズの公開収録が催されたりしていた。

そのような浪江町だが、3.11複合災害によって、大きなダメージを受けてしまう。次に、3.11複合災害から2022年12月までの浪江町の様相を見てみよう⁸⁾。

2011年3月11日午後2時46分に宮城県牡鹿半島の東南東沖130kmでマグニチュード9.0の地震が発生した。浪江町では震度6強を計測している。午後4時45分、津波のため東京電力福島第一原子力発電所で電源が喪失した旨の連絡が日本政府に入り、午後7時3分、原子力緊急事態宣言が発出された。翌3月12日午前5時44分、第一原発半径10km圏内の避難指示が政府によって発出された。これは浪江町の中心部が該当するものの、政府や東京電力から町役場への連絡は全くなく、町は独自に町民の避難誘導を始めた⁹⁾。そして、同日午後3時36分に第一原発1号機が水素爆発を起こし、その後、3号機・4号機の水素爆発、2号機の格納容器損壊などの原因によって大量の放射性物質が放出された。放射性物質が浪江町域に降り注ぎ、多くの町民が被ばくし、さらなる被害拡大を恐れた町は3月15日午前4時30分、独自に町外への避難決定し、二本松市内に町の災害対策本部と避難所を開設した。

原発事故の終息が見えない中、4月22日に政府は20km圏内を警戒区域・計画的避難区域に設定し、2013年4月1日、警戒区域再編し、避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域の3つを設定した。避難指示解除準備区域とは、年間積算線量が

20mSv以下になることが確実と確認され、住民帰還を準備する区域のこと。居住制限区域とは、年間積算線量が20mSvを超える危険があるため、引き続き避難を継続する区域のこと。帰還困難区域とは、年間積算量が50mSvを超えて、5年間経ても年間積算線量が20mSvを下回らない危険がある区域のことである。帰還困難区域では、現在でも健康被害の恐れが高いため立ち入りが厳しく制限されている。

そして、「復興五輪」の可視化を急ぐため、原子力緊急事態宣言の解除をしないまま（すなわち日本全国において原発事故以前に比して6倍近い放射線を浴びることが許容されているまま）、2017年3月31日に浪江町の中心部と沿岸部のみ避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示を解除した。しかし、浪江町域の81%は2022年末現在でも帰還困難区域となっている。本稿で取り扱う「浪江駅換線碑」は浪江町の中心部である大字権現堂にあり、警戒区域再編で避難指示解除準備区域となり、現在では避難指示が解除されている。

2. 浪江宿について——屢災ニ罹ルニヨリ改名セシ

ここでは前近代の浪江宿の様相について概観したい。

中世段階で標葉郡域を支配した標葉氏は現在の浪江町の中心部である権現堂村に居館を設置した（当時の村名は不明）。泉田川（請戸川）に並行して沿岸部と内陸の地域をつなぐ東西に延びる道の途中であり、近世至って物資輸送などのために南北を行き来する「陸前浜街道」が整備されると、東西に延びる道と交わる権現堂村に宿場が設置されて高野宿と称された。

管見の限り、高野の名称が確認できる史料は、水戸藩の地理学者である長久保赤水が宝暦10年（1760）に塩釜や松島などの名所を訪れた際の旅日記『東奥紀行』である。同年7月7日に富岡宿（現在の富岡町中央）を出発した赤水は熊川宿（現在の大熊町熊）・長塚宿（現在の双葉町長塚）を通過して「高野駅」に到着した旨が記されている。遅くとも18世紀後半には高野と呼称されていたことがうかがえる。

ところで、相馬藩の地誌である『奥相志』には、権現堂村の項目に「寛政年中改名浪江町」と記されており、寛政年間（1789～1801）に「浪江」と称するようになったものと思われる¹⁰⁾。高野から浪江への改称の理由を近世後期の儒者である松崎慊堂が記している。慊堂は文政元年（1818）年5月4日から6月13日にかけて松島など東北地方を旅行した際に旅日記『游東陬録』を著しており、同年6月6日条に「二里余浪江駅、駅旧名高野、以其屢罹火改名、是十四五年前事、然亦屢焚云」と記している¹¹⁾。つまり、しばしば火災に遭ったため、高野から浪江へと名称を改めたということである。文政元年に

「是十四五年前事」と記しているため、『奥相志』に見える「寛政年中」とは多少異なるものの、ほぼ同時期であることがうかがえる。

また、江戸小網町三丁目（現在の東京都中央区日本橋）で干鰯魚ノ粕魚油問屋を営んでいた蔵書家で後鈴屋門人（本居春庭の門人）である小津久足の旅日記『陸奥日記』には次のように記されている。

熊川より二里にて大井宿にいたり、それより八丁にて長塚宿なり、こゝは大井と同宿のよしいふ、高草・高瀬などいふ村をすぎ、高野宿にいたる、長塚より一里半也、こゝを波江町ともいふよし、こはすぎしとし、この宿に祝融のうれへありしより、よびかへたりとぞ、

「波江」の町名の由来として、「祝融」、すなわち火災に遭ってしまったために地名を改めたと記している。水に由来する「浪（波）」や「江」を用いることで火伏せを意識したのであろう。水戸藩士の小宮山楓軒も『浴陸奥温泉記』の中で文政10年（1827）に浪江宿を訪れた際、「旧名ハ高野宿、屢災ニ罹ルニヨリ改名セシトナリ」と書いている。いずれも旅人自体が浪江のことに詳しいとは考えられないため、訪問した際に住民から聞いたものと推測される。

但し、高野宿の名称が完全に浪江町に改まったわけではない。近世の農政学者である大原幽学が東北旅行の際に著した『道の記』天保13年（1842）正月23日条には「夫れより高野宿ゑびすや中喰する也、新山より高野へ一里半也」と記しており¹²⁾、この頃までは高野宿と浪江宿という表記が併用されていたことをうかがわせる。

では、地名を改めるほど浪江宿の人びとの心に刻まれた火災とは、どの程度の頻度で起きていたのであろうか。浪江宿に関する史料が多くないため判然としない点が多いが、例えば、浪江宿に設置された藩主の御殿を管理する役職である御殿守の渡辺家の「草稿写」には次のように記されている。

- 一、焼失覚之事、天保五辰年正月四日、与宗兵衛屋敷より出火・類焼、町内戸員六拾壺軒、其節自家数十三、外 御殿相加へ合拾四ヶ所、御殿御物入御造営奉願之処、格別御訳柄茂有之、御入箇分悉皆御普請相成候¹³⁾、

天保5年（1834）正月4日、浪江宿内の与宗兵衛の屋敷より出火し、浪江宿の61軒が焼失する大火災が発生した。『奥相志』によれば、嘉永2年（1849）の浪江宿の戸数は84軒であったことから、宿場の7割が焼失したことになる。その際、渡辺家の建物13棟、

さらには藩主の御殿も焼失している。その後、御殿の再建については藩の支出で賄うこととなり、無事に再建することができた。同じ規模の火災は弘化元年（1844）にも起きたと思われ、後述する安政の浪江大火の直後に藩が救援のための米や材木などを支給する際、家老の熊川兵庫の日記には「弘化元辰年同駅（浪江宿：引用者註）類焼ノ時并原町同断ノ節、御扱同様ノ事」と記している¹⁴⁾。また、御殿守の渡辺家の「渡部氏旧記」によれば、「文化丑年類焼ニ付、御殿自分物入造立上候ニ付、為御賞賜御上下頂戴」と記されており、御殿が類焼した際に渡辺家が自身の出費で御殿再建を行っていることから、文化年間（1804～1818）に御殿が焼失するほどの火災があったことがうかがえる¹⁵⁾。

たびたび浪江宿で大きな火災が発生する理由は何か。それは後述する本稿の主題「浪江換線碑」に「当時官道駅舎為東西線、而西有峻山重嶺、每火発山巖壺掃、災及闔駅、衆之苦之也久矣」と刻まれていることから推測し得る。すなわち、浪江宿は東西の街道に沿って広がった宿場であり、西側には急峻な阿武隈高地が広がっているため、火災が発生したら山地から下りてきた西からのつむじ風が宿場の家々を蹂躪したためであった。

以上、浪江宿の概要を小括する。

浪江宿が所在する地域は中世段階で標葉氏の居館が設置され、近世の「陸前浜街道」が整備されると高野宿が設置された。18世紀末ないしは19世紀初頭に高野宿は浪江宿と改められた。浪江宿は東西の街道に沿って広がった宿場であり、西側には阿武隈高地が広がっているため、火災が発生したら西からのつむじ風が宿場の家々を焼き尽くすことが多かったため火伏せの意味を込めて水に関わる名称としたようである。少なくとも宿場全体に及ぶほどの大火災は天保5年正月、弘化元年、そして次に述べる安政6年（1859）2月に起きていたようだ。

3. 安政の浪江大火

次に浪江宿を焼き尽くした安政の浪江大火について見てみたい。

相馬藩の地誌である『奥相志』によると、権現堂村の「浪江駅」の項目に次のように記されている。

安政六己未年二月九日火災（未剋、鍛冶失火）、合肆尽焼失、脱災者僅三戸、当駅自昔火焼数回、是以西北巷陌故西方失火、西風起、則尽焼亡矣¹⁶⁾、

安政6年（1859）2月9日午後、宿場の鍛冶屋で火災が発生し、宿内の3軒を除いて焼失してしまった。既述のとおり、浪江宿はたびたび火災に見舞われているが、これは西の

方で火事が起きた場合、西風によって町を焼き尽くすと記されている。この西風とは、西側に位置する阿武隈高地から吹き降ろす風のことである。

また、相馬藩家老であった熊川兵庫胤隆の日記には次のように記されている。

同(安政六年二月)十日晴

一、今暁浪江町より急飛脚を以代官より御用聞迄申越候趣、昨九日夕八つ時頃浪江町南側中程より出火、追々延焼、西入口三軒残り候計、両側不残類焼、陣屋并御蔵々ハ残り候旨、渡部富右衛門申聞候事、

(中略。同十八日条)

一、火元ハ鍛冶職文七と申もの全く失火ノ由、

(中略)

同十九日晴

一、日数五日籠舎 浪江町文七右は失火いたし、駅内尽く類焼いたさせ候ニ付¹⁷⁾、

火災の発生した翌日10日の早朝、代官からの急飛脚がやってきて、浪江宿の火災のことを報じてきた。なお、浪江宿を含む北標葉郷の代官は浪江宿内の本陣に赴任している。その被害は『奥相志』の記事と同様に3軒を残して類焼したと記されており、その3軒とは宿場の西の入口の家々であった。陣屋と陣屋の中にあった蔵は無事であった。火元は鍛冶職人の文七で失火であり、19日には火元の文七に対して5日間の入牢が命じられている。

さて、熊川兵庫の日記には記されていないが、浪江宿の御殿も罹災している。渡辺家文書の「渡部家伝書」には甚左衛門仙壽の項目に「安政六未年二月九日昼九ツ時文七宅ヨリ出火、町内七拾三軒類焼、同時当家ハ 御殿・本家・醤油蔵・馬屋・其外都合十二焼失」と記されている¹⁸⁾。すなわち、鍛冶職人の文七宅から出火した火災は宿内73軒を燃やし、渡辺家は管理している御殿と本宅・醤油蔵・馬屋など12棟が焼失したというものであった。

藩庁は大火の連絡を受けた同日、早速救援策を講じた。藩政を担う会所での会議について、家老の熊川兵庫は次のように記している。

(安政六年二月十日条)

一、同断(浪江大火：引用者註)ニ付、昼会所出席、

御手宛方申談、治定方左之通り、

一、焼失者ノ内、難済者えは家内人数え対し、壺人ニ付、米壺斗積、

- 一、右同断ノものへ金壹分つゝ、小屋掛入用、
- 一、右同断ノものへ壹軒味噌五升宛、家内人数三人以下えは同三升つゝ、
- 右之通拝借被仰付、上ケ方ノ義は追テ御吟味可然候事、
- 但伝馬役不致候ものえは御扱なし、

竹木被下左ノ通、
(ママ、衝カ)
 式間梁五間 行 間

- 一、杉丸太拾本宛 壹尺丸より壹尺五寸丸迄

末木共

- 一、同百本宛 九寸丸より四寸丸迄
- 一、松・雑木百本宛 壹尺丸より七寸丸迄
- 一、同百五拾四本宛 六寸丸より四寸丸迄

右ノ通被下可然、尤雑木類は猶又御吟味ノ上、追テ可被及御沙汰候へ共、差当小や掛入用も可有之ニ付、右ノ品被成下候、尤追テ本屋普請ノ節迄取用候様可仕候、

- 一、馬屋えは上道具・柱共、外垣草ニは松葉ふき、地はすち木を被下候事、
- 一、竹木被下候下ケ夫ハ在郷ニテ猶吟味ノ上、取下ケ郷役より手伝可然候、
- 一、惣体御扱其外検断所・御用宿ノ類ハ追テ可被及御沙汰候、

右は弘化元辰年同駅類焼ノ時并原町同断ノ節、御扱同様ノ事、

- 一、此前々ハ竹木奉行壹人早速被相出候処、御仕法村ニ付、臨時之取扱も可有之旁諸事取計ノ為、勘定奉行より志賀乾え竹木奉行門馬亘ヲ付、今暮迄出立申付候事、

(中略)

同十八日晴

- 一、浪江町より志賀乾昨日帰り、去ル十日え記し置候通焼失難決者え諸事取扱候旨申出候事¹⁹⁾、

会所での決定した救援策として、①家を焼け出された家のうち難決している者は1人当たり米1升と避難小屋建設費用として金1分貸し付け、②1軒当たり味噌5升ずつ、家族3人以下の家は3升ずつを貸し付け、返済方については追々吟味するといった内容であった。但し、伝馬役を負担していない者に対しては救援の対象から外している。伝馬役が宿場の町人身分であるか否かを規定しており、災害時の救助にも関わることがうかがえる。さらに避難小屋建設用の木材として1尺から1尺5寸の杉丸太10本、4寸から9寸の杉丸太100本、7寸から1尺の松・雑木100本、4寸から6寸の松・雑木154本が支給された。これらの救援策が弘化元年に浪江宿と原町（現在の福島県南相馬市原町区）で起きた火災を先例としている。

木材の支給をはじめとした復旧作業に当たって、従来は竹木奉行を派遣して、対応させていたが、浪江宿を含む権現堂村の場合、二宮仕法を実践している村であったため、別の取り計らいも必要である可能性があり、竹木奉行の門馬亘とともに勘定奉行配下で二宮仕法担当の志賀乾も浪江宿へ派遣している。両名は早速その日の暮れには浪江宿へと旅立って行った。同月18日には志賀乾が中村へ戻り、熊川兵庫へ難渋者への対応を報告している。これ以降、熊川兵庫の日記には浪江宿の救援や「復興」に関する記事は確認できない。

以上、安政の浪江大火の概要を小括する。

安政6年(1859)2月9日、浪江宿は3軒を除いて焼失してしまった。これは鍛冶屋文七の失火によるものだが、浪江宿は東西に延びる宿場であるので、火事が起きた場合、阿武隈高地からの西風によって町を焼き尽くすほどの大火になってしまった。浪江宿大火の報を受けた藩庁は避難民に対する救済対応を行うため、竹木奉行の門馬亘、勘定奉行配下で二宮仕法担当の志賀乾を派遣した。その際の救済策は弘化元年の浪江宿と原町での対応を先例とした。しかし、罹災直後の救済策以上については記録が遺されていないため、後述する「換線」まで判然としない。

4. 新町の成立と浪江換線碑について

ここでは安政6年(1859)の大火で灰燼に帰した浪江宿の「復興」の様相とそれ顕彰した石碑「浪江駅換線碑」について検証してみたい。【写真】

大火に伴う救済後の詳細についてはほとんど記録が遺されていない。『奥相志』の権現堂村項目の大火に関する記事に続けて、「官有議而、今季冬始土工、為南北市街、中通流水、如旧家々营造、至翌万延庚申夏成(町内南北三百間、横六十九間、街路堀代也、造街路于西方、往還出于牛渡邑、南至大江駅、北至原町駅)」と記されている。つまり、同年冬に宿場の復興に向けた普請が開始され、もともと東西に延びていた宿場を改めて、道路の中央に用水を流し、



南北の街区とした。幕末版の「創造的復興」といえよう。その街区の長さは南北300間、幅69間である。新しい浪江宿にはももとの宿場と同じように屋敷が配されて、万延元年（1860）夏に完成した。つまり、復興工事が半年程度で終了したことによる。なお、新しい宿場町では本陣と御殿が分離された²⁰⁾。本陣と一体化した御殿空間の確保ができなかったものと考えられる。その際、隣の西台村から火伏せのために羽黒神祠を勧請している。明治に至って羽黒神祠は出羽神社と名称が改められ、出羽神社から西台の雷神社（旧羽黒神祠）までを行列する「裸参り」という神事が作られた。

この新しい宿場は従来の宿場の西端を軸に約90度ずらして南北に造成された。現在の浪江町の新町通りのことである。なお、権現堂村をはじめとして周辺に至るまで古代の条里制跡と目されており²¹⁾、現在でも規則正しい方形の区画が確認できる。この新しい浪江宿を形成した新町通りは従来の条里制に基づくと考えられる道路を無視し、また、角度も南側が東にずれている。

では、この新しい浪江宿の街並みはどのように造成されたか。既述のとおり、大火後の救済以降、関係する記録は管見の限りほとんど確認できない。唯一確認できるものとして、浪江神社境内地の「浪江駅換線碑」が遺されている。次のようなものだ。

浪江駅換線碑

初本駅火災屢作，至于安政六年二月大火適西風旦暴，比屋延燒，一駅煨燼，^(ママ、蓋) 盖 當時官道駅舎為東西線，而西有峻山重嶺，每火發山颺壑掃，災及闔駅，衆之苦之也久矣，至是旧藩代官和田久太夫・吟味役吉田作内等建議，改旧駅，以作南北線，位置既改矣，後雖或有火為，即就撲滅者，皆二人之功為多，駅之蒙惠沢者恐其久而不伝也，乃來請文，相與勒石表，其功以告後人，後人亦將有感於斯乎，

明治十五年十月

旧藩郡代 錦織積撰

右新駅發起人

藩村目付 鎌田彦之丞

有志連中 旧肝入 鈴木弥右衛門

此碑世話人志賀民藏

「浪江駅換線碑」は鎌田彦之丞、鈴木弥右衛門、志賀民藏によって明治15年（1882）10月に建立された。いずれも浪江宿がある権現堂村の旧在郷給人である。在郷給人とは、相馬藩内で在村する武士のことであり、肝入（肝煎）とは一村～複数村を統括する役職、村目付は相馬藩領内の各郷に配置された郷目付の下で村々の管理をした役職である。そし

て、撰文は藩制期に郡代(地域の代官統括する藩士の役職。他藩では郡奉行などと称された)を務めた錦織積(晩香)である。

ここで錦織晩香について簡単に述べたい²²⁾。錦織晩香は、文化13年(1816)に相馬藩士の錦織栄清の息子として誕生した。天保14年(1843)に江戸に出て、昌平黌で学び、弘化3年(1846)、31歳で国許に戻って、藩校育英館の学頭に就任した。安政元年(1854)、中監察・軍制事の役職に転じて、家老の池田正辰とともに下田港でアメリカ船を見学し、海防の必要性を講じている。同4年、郡代に進んでいる。郡代は、地方支配を一手に担う存在であり、「浪江駅換線碑」に「旧藩郡代」と刻まれている。その後、儒者としての職務以外にも政事掛・勝手掛・御仕法掛・軍制掛も担っていた。大政奉還時には、藩主季胤の代理として家老の熊川兵庫とともに京都におり、対朝廷や旧幕府などとの交渉を担うようになった。その後、戊辰戦争が起き、浪江も戦禍に巻き込まれるが、晩香が官軍と仙台藩の間に入って、中村城下町を救ったと「晩香錦織先生墓碑銘」には記されている。明治2年(1869)、各藩の代表者が参画する公議所(のちの集議院)が設置されると、相馬藩の代表として晩香がこの任に当たる。そして、「議員幹事」を務めつつ、藩の参政(家老)に任じられ、岡藩士中川潜叟とともに「鎮守府將軍」の設置を建白している²³⁾。同4年に廃藩置県で相馬藩が消滅すると、「家中土着」政策によって、晩香は北幾世橋村(現在の浪江町北幾世橋)に移住し、「希賢舎」という学問所を開設した。同21年、73歳で晩香は没した。なお、晩香の息子である政清もこの地域の教育の発展に尽くし、浪江小学校・幾世橋小学校の校長などを歴任している。

さて、晩香による「浪江駅換線碑」の撰文を要約すると次のようになる。浪江宿ではしばしば火災が起きていたが、安政6年2月の大火では西風が猛威を振るい、町がことごとく焼失してしまった。浪江宿は東西に延びていて、火災が発生するたびに西に険峻な山からのつむじ風が起きていた。そこで代官の和田久太夫と吟味役の吉田作内によって宿場を東西から南北に改めた。のちに火災が発生したとしてもすぐに鎮火できるのは、彼らの功績によるものである。そこで、建碑して、後世の人びとに彼らの功績を伝える、というものである。なお、代官と吟味役はいずれも権現堂村の在郷給人でなく、藩から派遣された藩士である。

では、何故、明治15年10月に「浪江駅換線碑」が建立されたのか。既述のとおり、「浪江駅換線碑」は浪江宿の中心に鎮座する出羽神社の境内地に安置されていた。ここは火伏せの神であり、火伏せの神事「裸参り」が執り行われる場所であった。したがって、ここに建立するという事は、人びとに火災と新町の敷設を意識させるためであろう。おそらく、大火と「換線」から20余年を経て記憶が薄れたり、大火後の世代が多くなってきたことから、教訓として作られたことは想像に難くない。但し、もうひとつ重要な点があ

る。「浪江駅換線碑」には「後雖或有火為、即就撲滅者、皆二人之功為多」と刻まれており、大火がなくなったかのように見受けられるが、実際には浪江宿において明治12年(1879)に22戸、翌年8月8日には16戸を焼失させた大火が起きている²⁴⁾。そこで、旧相馬藩領一の学者であり、隣の幾世橋村に住んでいた錦織晩香に撰文を依頼し、「換線」を石碑として可視化することで、浪江の人びとに防火意識を惹起させようとしたのであろう。

以上、新町の成立と「浪江換線碑」について小括する。

安政6年の浪江大火後、もともと東西に延びていた宿場を改めて、道路の中央に用水を流し、南北の街区とした。その際、隣の西台村から火伏せのために羽黒神祠を勧請している。明治15年10月に浪江宿の鎌田彦之丞・鈴木弥右衛門・志賀民藏、撰文は錦織晩香によって「浪江駅換線碑」が建立された。建立の契機は、①大火と「換線」から20余年を経て記憶が薄れたり、大火後の世代が多くなってきたことによる教訓的要素、②「換線」後も浪江宿において大火が頻発したことから防火意識を惹起させようとしたことによるものと推測される。

おわりに

最後に本稿をまとめた。

福島県双葉郡浪江町域は中世段階で標葉氏の支配下であり、居館が設置された。その居館付近を江戸から仙台を結ぶ「陸前浜街道」が近世段階で通り、高野宿が成立した。高野宿は東西の街道に沿って広がった宿場であり、阿武隈高地からのつむじ風によってしばしば大火が起きた。18世紀末から19世紀初頭頃に火伏せの意味を込めて水に関わる名称「浪江」に改めた。しかし、大火はなくなり、天保5年(1834)、弘化元年(1844)、安政6年(1859)に起きた。

特に安政6年2月9日の大火では宿内の3軒を除いて焼失してしまった。大火後、もともと東西に延びていた宿場を改めて、道路の中央に用水を流し、西台村から火伏せのために羽黒神祠を勧請して、南北に延びる宿場に改めた。明治15年(1882)に「浪江駅換線碑」が建立された。建立の契機は、①大火と「換線」から時が経って住民たちの記憶から薄れたり、大火後に誕生した世代が多くなってきたことによる教訓的要素とともに、多発していた大火に対して防火意識を惹起させようとしたことによるものと思われる。

冒頭でも述べたように、記念碑とは人や物事、出来事を記念・祈念・顕彰し、それを後世に遺そうとする意志の表象である。しかし、「浪江駅換線碑」建立後も浪江における大火は頻発した²⁵⁾。明治18年(1885)9月10日に17戸を焼失した火災をはじめとして、

明治35年(1902)には35戸、明治36年(1903)には40戸、明治39年(1906)12月28日には50戸が焼失している。浪江における大火の終息を消防制度と消防器具の発展に求めることも可能だが、現代においても火災の要因の73.2%が火気取り扱いの不注意や不始末に起因することから、浪江における大火も人為的なものと評価し得よう²⁶⁾。災害の種類は異なるが、近年、人びとの防災意識に「津波碑」の与えた影響が明らかにされているが、碑があるだけでなく、「具体的なメッセージ」の伝達の必要性も指摘されている²⁷⁾。残念ながら、「浪江駅換線碑」はその後の浪江の防火意識につながるができなかったと思われ、「自然災害伝承碑」の限界とともに人びとへの啓発の必要性を表しているものと思われる。

注

- 1) 江戸と仙台を結ぶ太平洋沿いの街道。地域によって、「江戸浜街道」「水戸街道」「磐城街道(岩城道中)」「岩城相馬街道」「仙台通」「水戸通」「相馬路」「水戸路」などと称された。明治9年(1876)4月29日、太政官布告第129号によって「陸前浜街道」という名称になった。
- 2) 国土交通省国土地理院ホームページ「自然災害伝承碑」(<https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi.html>)。
- 3) 羽賀(1998)。
- 4) 羽賀(1998:6)。
- 5) 浪江町の概要については、浪江町教育委員会編(1974)。
- 6) 浪江町編(2002)。
- 7) 浪江町請戸区編(2018)。
- 8) 『浪江町復興ビジョン』(浪江町, 2012) (<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/68.pdf>. 2023年2月17日閲覧), 『浪江町復興計画【第三次】』(浪江町, 2021) (<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13894.pdf>. 2023年2月17日閲覧)。
- 9) 三浦(2020)によると、当時の馬場有浪江町長や町職員はテレビの報道で避難指示の事実を知ったものの、その後も政府や東京電力からの連絡は皆無であったと証言している。
- 10) 齋藤完隆編『奥相志』(東京大学史料編纂所蔵写本4141.26-20)。
- 11) 松崎謙堂『游東陬録』(東京大学図書館蔵外蔵文庫蔵写本E44:379)。
- 12) 大原幽学『道の記』(『大原幽学全集』千葉県教育会, 1943)。
- 13) 「草稿写」(浪江町権現堂渡辺家文書8)。
- 14) 熊川兵庫「御用番日記」(『旧相馬藩家老熊川家文書』五, 相馬市教育文化センター, 1997年)安政6年2月10日条。
- 15) 「渡部家旧記」(浪江町権現堂渡辺家文書3)。なお、現在では「渡辺」と名乗っているが、史料上では「渡部」と記しているものがほとんどである。
- 16) 前掲註10『奥相志』。
- 17) 前掲註14熊川兵庫「御用番日記」。
- 18) 「渡部家伝書」(浪江町権現堂渡辺家文書3)。
- 19) 前掲註14熊川兵庫「御用番日記」。
- 20) 福島県教育委員会編(1985)。

- 21) 鈴木 (1981), 鈴木 (1992).
- 22) 錦織晩香については, 錦織晩香遺墨集編集委員会編 (1990).
- 23) 「元老院ヨリ引継建白書仮綴」(国立公文書館蔵記 823).
- 24) 鈴木 (1984: 72).
- 25) これらが浪江宿の大火なのか, 旧浪江町域 (権現堂村・川添村・牛渡村・樋渡村・高瀬村)の大火なのか, どこが罹災したのかについては判然としない.
- 26) 総務省消防庁編『令和元年版消防白書』附属資料 (<https://www.fdma.go.jp/publication/hakusho/r1/chapter1/section1/para1/47630.html>. 2023年2月17日閲覧).
- 27) 齋藤悠介・廣井悠 (2020).

参考文献

- 齋藤悠介・廣井悠 (2020) 「津波伝承において津波碑が人々の災害前の防災意識に与える影響—南海地震津波被災地域を例に一」(『都市計画論文集』55-3)
- 鈴木貞夫 (1981) 「福島県浜通り地方中・北部の条里型地割」(『東北地理』33-1)
- 鈴木貞夫 (1992) 『福島の歴史地理研究 条里・城館・炭鉱・農業』(いわき地域学会)
- 鈴木益雄 (1984) 「浪江消防史」(『浪江町近代百年史』1, 浪江町郷土史研究会)
- 浪江町編 (2002) 『浪江町勢要覧』(浪江町)
- 浪江町請戸区編 (2018) 『大字誌ふるさと請戸』(蕃山房)
- 浪江町教育委員会編 (1974) 『浪江町史』(浪江町教育委員会)
- 錦織晩香遺墨集編集委員会編 (1990) 『百回忌記念錦織晩香遺墨集』(浪江町郷土史研究会)
- 羽賀祥二 (1998) 『史蹟論 19世紀日本の地域社会と歴史意識』(名古屋大学出版会)
- 福島県教育委員会編 (1985) 『歴史の道 浜街道』(福島県教育委員会)
- 三浦英之 (2020) 『白い土地 ルポ福島「帰還困難区域」とその周辺』(集英社)